

新型インフルエンザ等対策業務計画

平成26年4月

日本郵便株式会社

目 次

第 1 編 総則	
第 1 章 業務計画の目的・基本方針	
第 1 節 目的	1
第 2 節 用語の定義	1
第 3 節 基本方針	1
第 2 章 計画の運用	1
第 2 編 新型インフルエンザ等対策の実施体制	
第 1 章 実施体制	1
第 1 節 未発生期の体制	2
第 2 節 海外発生期以降の体制	2
第 2 章 情報収集・共有体制	2
第 1 節 未発生期・海外発生期の対応	2
第 2 節 国内発生早期以降の対応	2
第 3 章 関係機関との連携（海外発生期以降）	3
第 3 編 新型インフルエンザ等対策に関する事項	
第 1 章 対策業務の内容及び実施方法	3
第 1 節 郵便の確保	3
第 2 節 感染拡大の予防（海外発生期以降）	4
第 2 章 感染対策の検討・実施	4
第 1 節 感染対策（未発生期）	4
第 2 節 感染予防物品の配備（海外発生期以降）	4
第 4 編 その他	
第 1 章 教育・訓練	4
第 1 節 社員等への教育	4
第 2 節 訓練の実施	4
第 2 章 計画の見直し	4

第1編 総則

第1章 業務計画の目的・基本方針

第1節 目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が新型インフルエンザ等に対する事前の対策を明確にし、人命の確保、業務継続する上での感染対策の実施を行うとともに、特措法第53条第3項の規定に基づき郵便を確保するための体制を整備することを目的とする。

また、他の感染症についても、準用可能である場合は、本計画により対応するものとする。

第2節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「新型インフルエンザ等」とは、特措法第2条第1項に規定するものをいう。
- 2 「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症をいう。
- 3 「社員等」とは、会社の役員並びに正社員、高齢再雇用社員、期間雇用社員、短時間社員及び派遣社員をいう。また、集配関係受託者を含むものとする。

第3節 基本方針

会社は、社員等の感染予防及び感染拡大の抑制に努めるとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるように、次の事項について具体的な方策を実施するものとする。

- 1 人命第一の観点から、社員等が新型インフルエンザ等になり患しないこと、及びうつさないことに努める。
- 2 社会機能維持の観点から、郵便の業務の継続的な実施を確保する。

第2章 計画の運用

- 1 本計画は、会社の全機関を対象に適用する。
- 2 また、政府行動計画で示された被害想定に基づき、会社の被害を想定し、対応する。

なお、政府行動計画の被害想定を超える被害が発生した場合には、その状況を踏まえて対応するものとする。

第2編 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1章 実施体制

会社は、以下の体制により新型インフルエンザ等の対策を行う。

第1節 未発生期の体制

未発生期においては、本社危機管理統括部署と本社内関係部署が連携して次の対策を実施する。

- 1 社内体制の整備
- 2 感染予防及び拡大防止のための物品（以下「感染予防物品」という。）の配備

第2節 海外発生期以降の体制

1 危機管理委員会の設置

新型インフルエンザ等の流行段階が海外発生期となった場合は、会社における新型インフルエンザ等の対策等の実施に必要な対応を迅速に行うため、本社内に新型インフルエンザ等に対応するための危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の構成員

委員長は取締役社長とし、委員は危機管理担当執行役員、人事担当執行役員、その他委員長が指名する役員又は社員とする。事務局は、本社危機管理統括部署において行う。

3 委員会の機能

新型インフルエンザ等の発生時において、次の事項について必要な決定及び対応を一元的に行う。

- (1) 感染予防策及び事業継続に係る各種対策の実施
- (2) 新型インフルエンザ等に関する各種情報の収集及び社員等への提供
- (3) その他委員長が必要と認める事項

第2章 情報収集・共有体制

第1節 未発生期・海外発生期の対応

会社は、新型インフルエンザ等の国内発生前から総務省に対し、新型インフルエンザ等に関する情報共有を密に行う。

また、世界保健機関（WHO）等の国際機関、厚生労働省及び外務省等の政府機関並びに地方公共団体等から発表される情報の収集を行い、必要に応じて社員等へ周知を行う。

第2節 国内発生早期以降の対応

1 国内発生早期以降の対応

新型インフルエンザ等の国内発生早期以降においては、総務省へ会社の対策状況等の報告及び必要な情報交換を行う。

また、会社は、社内で新型インフルエンザ等の感染が確認された場合、その都度、各拠点で勤務管理を徹底し、欠勤状況の把握を行い、支社危機管理担当を通じて本社危機管理統括部署への報告を徹底させるとともに、全社的状況の把握を行う。その際、総務省へ社内で感染が発生した事実について報告を行う。

2 利用者への情報提供

会社は、次の事項について、利用者への広報の必要に応じて、

総務省と連携して会社ホームページへ掲載等を行う。

- (1) 社内における発症者の確認状況
- (2) 郵便物等の取扱いに関する措置の実施状況、その他事業継続に係る各種対策の実施状況等

第3章 関係機関との連携（海外発生期以降）

会社は、新型インフルエンザ等の国内発生前から、監督官庁等の関係機関との間で連絡・情報交換を行う。

- 1 監督官庁等
 - ・総務省郵政行政部企画課
 - ・国土交通省自動車交通局貨物課
 - ・日本郵政グループ各社
 - ・地方公共団体
- 2 提携企業、業務委託先等
 - ・UPU、APPU、カハラ10か国及び新型インフルエンザ等発生国の郵便事業体
 - ・子会社・関連会社
 - ・外部委託業務（集配、運送、情報センター運用、機器保守等）を受け持つ協力業者等

第3編 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1章 対策業務の内容及び実施方法

第1節 郵便の確保

会社は、新型インフルエンザ等が発生した場合においても、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために、郵便業務の継続的な実施を確保する。

- 1 海外発生期
 - 郵便を確保するために、危機管理委員会において優先的に取り扱う郵便物についての検討を行う。
- 2 国内発生早期
 - 郵便を確保するために、危機管理委員会において発生状況を勘案して優先的に取り扱う郵便物を決定するとともに、郵便窓口業務の継続的な確保を行う。
- 3 国内感染期
 - 各郵便局において、優先継続業務を中心に業務を行う。
 - (1) 出勤率が低下した場合は、配達できる社員等の出勤人数に応じて配達地域を分割し、配達日も分割して対応する。
 - (2) 区分業務等を他局で代替可能な場合は、一時的に業務移管を実施するとともに、引受窓口の集約を行う。
 - (3) 大量かつ緊急性を有さない郵便物等の差出人様へ差出時期等の調整を依頼する。
 - (4) 外国の郵便事業体に対し、日本に発着する国際郵便物の処理に遅延が生じる場合があることを周知する。
 - (5) 郵便窓口業務の継続的な確保を行う。

第2節 感染拡大の予防（海外発生期以降）

社内の感染予防及び拡大防止を図るため、次の対策を実施する。

- 1 社員等の健康状態の把握
- 2 感染予防策の実施を徹底
- 3 不要不急の出張及び会議等の中止
- 4 感染者発生国・地域への渡航中止

第2章 感染対策の検討・実施

第1節 感染対策（未発生期）

会社は、新型インフルエンザ等に対する態勢の整備のため、新型インフルエンザ等未発生期に、感染予防物品の配備を行うとともに、新型インフルエンザ等の感染対策（症状のある従業員の出勤停止、手洗い・消毒、マスクの着用等）の基本的な行動について指示する。

第2節 感染予防物品の配備（海外発生期以降）

会社は、感染予防及び拡大防止のために、マスク、消毒液の感染予防物品の配備を行うとともに、社内における感染予防物品の配備状況を定期的に把握し、使用状況に応じて適宜配備を行う。

第4編 その他

第1章 教育・訓練

第1節 社員等への教育

会社は、新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策（発熱している従業員の出勤停止、手洗い・消毒、マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染対策、外出自粛などの公衆衛生対策等）に関する社員等への教育を定期的に行う。

第2節 訓練の実施

会社は、新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合の会社の対応態勢等に関する訓練を定期的に行うよう努める。

また、見直しに当たっては、会社と同じく社会機能維持者と位置付けられている他社等の検討状況を適宜考慮しながら、見直しを行うものとする。

第2章 計画の見直し

新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると予想されるとともに、ウイルスに関する知見もまだ十分に得られていない。

そのため、本計画は、今後の社会情勢の変化、関係機関からの情報提供及び本計画に基づく訓練の結果等を踏まえ、随時見直し、必要に応じて改正していくものとする。